# 情報俱楽部

2019年12月

No. 224

## 編集発行人 税理士 細 見 秀 樹

**〒663-8113** 西宮市甲子園口 2 丁目 9 番 2 号 米田ビル 2 0 3 TEL: 0798 - 66 - 3400 お問い合わせメールアドレス: **taxes@hosomi-office.com** 

# 所 得 法

## ★ 大工、左官、とび職等の受ける報酬

- Q. 一人親方の大工として独立する予定です。事業所得になりますか、給与所得となりますか?
- A. 大工が業務を遂行し又は役務を提供したことの対価として支払を受けた報酬に係る所得区分は、その報酬が、請負契約等に基づく対価であれば事業所得、雇用契約等に基づく対価でであれば給与所得になります。

なお、この場合において、その区分が明らかでないときは、例えば、次の事項を総合 勘案して判定することとなります。

- ①他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうか
- ②報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束(業務の性質上当然に存在する拘束を除く)を受けるかどうか
- ③作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督(業務の性質上当然に 存在する指揮監督を除く)を受けるかどうか
- ④まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自ら の権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できるか どうか
- ⑤材料又は用具等(くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く)を 報酬の支払者から供与されているかどうか

報酬を受け取る側では事業所得になれば収入から経費を控除した所得を計算して所得税の確定申告が必要になってきますし、収入が1,000万円を超えると消費税の申告も必要になってきます。

給与所得になれば支払側で年末調整を行います。

報酬を支払う側では事業経費になれば外注費等で処理し消費税の仕入控除の対象になりますが、給与の支払いとなれば消費税は仕入控除の対象になりません。

# ★ 単身赴任者の帰宅費用

Q. 単身赴任者が、会議のため出張し、併せて帰宅する場合の費用は、どのような取扱いになりますか?

A. その出張が、主として職務遂行上必要であり、かつ、その旅費が適正である場合は、 非課税になります。

出張旅費は、給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するための旅行をし、 もしくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職もしくは退職をした人がこ れらに伴う転居のための旅行をした場合などに、その旅行に必要な支出に充てるために 支給されるものは非課税とされています。

したがって、このことからすると、単身赴任者(配偶者又は扶養親族を有する給与所得者で転居を伴う異動をした人のうち単身で赴任した人をいいます)が赴任先から家族のもとへ帰宅するための旅行は職務遂行のための旅行でないことから、給与として課税されることとなるのですが、単身赴任者については、それにより経済的負担が発生するという事情もあることから、単身赴任者が職務遂行上必要な旅行に付随して帰宅のための旅行を行った場合に支給される旅費については、これらの旅行の目的、行路等からみて、これらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、その旅費が非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、非課税として取り扱って差し支えないこととなっています。

https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/03/24.htm

# 国税通則法

# ★ 宅配便による申告書の提出

- Q. 申告書は、宅配便で送っても問題ありませんでしょうか?
- A. 宅配便で提出する場合は、申告書が税務署に到達した日が提出日となりますので、注意してください。

国税通則法では、納税申告書の提出日は、原則として、申告書が税務署に提出された 日とされていますが、郵便又は信書便により提出された場合には、例外的に、その通信 日付に提出があったものとみなすこととなっています。

この場合の「郵便」とは、郵便事業株式会社が行なう郵便業務をいい、「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき許可を受けた事業者が行う信書便物の送達をいうとしています。

ところで、お尋ねの宅配便は、貨物自動車運送事業法等により「非信書」の書状又は 小荷物の運送として分類されることとなっていますので、「郵便又は信書便」には該当 せず、原則どおりの取扱いがされることとなります。

したがって、宅配便により申告書を提出した場合には、申告書が税務署に到達した日が申告書を提出した日となりますので、申告書を申告期限内に宅配業者に渡した場合でも、税務署に申告期限後に到達すれば、期限後申告として取り扱われることとなりますので、注意が必要です。

郵便料金の高騰で宅配業者の方がコスト削減になると民間宅は業者の特定信書便を 活用されている方も多いと思います。 郵便でも現在のゆうパックは小包扱いで到着日の受付になりますので、申告書、届出 書はレターパックを利用しないと消印有効になりません。

年末に合わせて申告書類や届け出書類のの提出にはご注意ください。

郵政の信書 https://www.post.japanpost.jp/service/shinsyo.html

郵政信書に当たるもの https://www.post.japanpost.jp/question/57.html

佐川飛脚特定信書便 https://www.sagawa-exp.co.jp/service/h-shinsho/

ヤマト運輸の取り組みhttp://www.kuronekoyamato.co.jp/ytc/ad/opinion/shinsyo/

## ★ 税金の排斥期間

- Q. 税金にも時効というものがあるのですか?
- A. 時効に似た排斥期間というものがあります。

税金には、時効ではなく、除斥期間というものが定められています。

除斥期間は時効とよく似ていますが、除斥期間には中断がないという点で大きな違いがあります。

税金に除斥期間が設けられているのは、いつまでも租税債権の行使を認めていると、 納税者の法的安定性が確保できないからといわれています。

税金の除斥期間は、次のようになっています。

①3年のもの

課税標準申告書の提出を要する国税でその申告書の提出があったものに係る賦課決 定

②5年のもの

更正、決定及び賦課決定(①を除く)

- ③7年のもの 脱税の場合
- ④10年のもの

法人税に係る純損失等の金額についての更生で、平成30年4月1日以後開始する事業年度において生じるもの(同日前に開始する事業年度については9年)

なお、納税者がする更正の請求は、法定申告期限から5年以内となっています。 排除期間PDF

https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/tuusoku/pdf/06.pdf

# ★ 加算税の種類と内容

- Q. 先日、芸人が申告をしていなかったとして追徴と加算税が課されましたが、加算税に はどのようなものがあるのですか?
- A. 過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税があります。 加算税には、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税があり、ぞれ ぞれ次のような内容になっています。

### ① 過少申告加算税

過少申告加算税とは、期限内申告書を提出した納税者が、修正申告書の提出又は更正により納付すべき税額が生じた場合(申告した税額が本来の税額より少なかった場合)に、新たに納付する税額に附帯して納付する税金をいいます。

## ② 無申告加算税

無申告加算税とは、期限内に申告書を提出せず、期限後申告又は決定があったときに課される税金です。

ただし、調査があったことにより決定があるべきことを予知して提出されたものでない期限後申告書で、法定申告期限から1か月以内に提出され、かつ、その申告書に係る納付すべき税額の全額が法定納付期限に納付されている等の場合は無申告加算税は課せられません。

### ③ 不納付加算税

不納付加算税とは、源泉徴収による国税が法定納期限までに納められなかった場合に課される税金です。

## ④ 重加算税

重加算税とは、過少申告加算税、無申告加算税又は不納付加算税が課される場合において、納税者がそれらに係る事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装したと認められる場合に、これらの税に代えて課される税金をいいます。

#### 加算税制度の改正

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/kasan.pdf 法人税の重加算税の取り扱い

https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/100703\_02/00.htm 地方法人税の重加算税の取り扱い

https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/150213/00.htm 源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の取り扱い

https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/shotoku/gensen/000703-2/02.htm 相続税及び贈与税の重加算税の取り扱い

https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sozoku/170111\_2/01.htm 消費税及び地方消費税の重加算税の取り扱い

https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/shozei/000703/01.htm